

## 申請書等の手続案内

様式の名 称	自動車保管場所証明申請書（普通自動車用）
根拠となる条文	自動車の保管場所の確保等に関する法律第4条
適用地域	平成12年6月1日時点における市及び町の地域 ※ 下記地域は適用対象外地域のため、申請の必要はありません。 鹿児島郡 三島村，十島村 薩摩川内市 里町，上甕町，下甕町，鹿島町 奄美市 住用町 大島郡 大和村，宇検村
受付期間等	受付期間：月曜日から金曜日（祝日，年末年始を除く。） 受付時間：8時30分から17時15分まで ※ 12時00分から13時00分の受付については，申請先の警察署へお尋ねください。 ※ ただし，県収入証紙が貼付された申請のみ。 ※ 申請から証明書及び標章の交付まで日数を要する場合がありますので，申請先の警察署へお尋ねください。
受付窓口	保管場所を設けようとする場所を管轄する警察署（幹部派出所）の交通課に確認の上提出してください。
添付書類	1 保管場所の所在図・配置図（第3号様式） 1通 2 保管場所使用権原書面 (1) 自分の土地（建物）を保管場所として使用する場合 保管場所使用権原疎明書面（自認書） 1通 （第4号様式） (2) 他人の土地（建物）を保管場所として使用する場合 （下記ア～ウのいずれか1通で可。） ア 駐車場賃貸契約書の写し 1通 イ 駐車料金の領収書等他人から借りていることを疎明する書面 1通 ウ 保管場所使用承諾証明書 1通 （第5号様式） (3) 他人と共有している土地（建物）を保管場所として使用する場合 共有者全員の保管場所使用承諾証明書 1通 （第5号様式） 審査時，必要があれば疎明資料の提出を求める場合があります。 ※ 代理人が申請する場合 申請に関して代理権を確認できる書類（委任状等）の提出が必要です。ただし，行政書士以外の者は報酬を得て，業とすることはできません。
申請手数料	自動車保管場所証明申請書 2,200円 保管場所標章交付申請書 550円 ※ 証紙は警察署敷地内にある交通安全協会で購入できます。
備考 （注意事項等）	○ 提出書類の記載方法は，「記載例」及び「チェック表」の項目を参考としてください。 ○ 申請の際は，自動車保管場所証明申請書（第1号様式，第1号の2様式）それぞれ1枚，と保管場所標章交付申請書（第2号様式，第2号の2様式）それぞれ1枚，計4枚を作成して提出してください。 ○ 申請には，手数料金額の県収入証紙が必要となります。証紙販売時間については，申請先の警察署等へお尋ねください。
問い合わせ先	鹿児島県警察本部交通部交通規制課企画許可係 電話番号 099-206-0110（内線5172・5173・5178）